

坤儀革正録

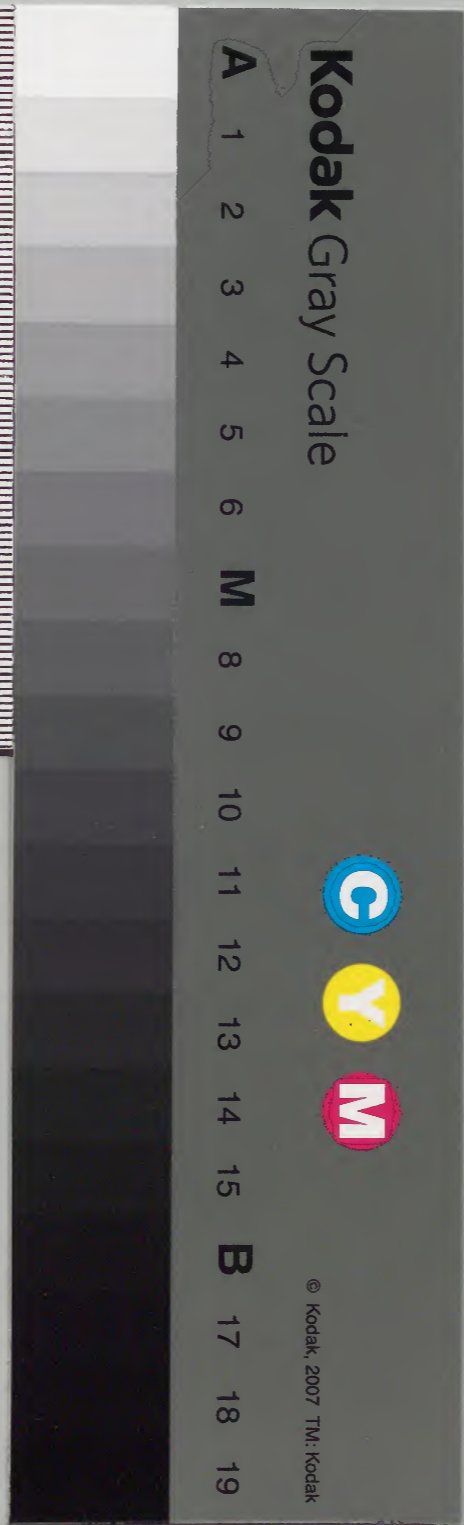
廿六

史八五、六

和書門			
類	號	二	一六八二
函	架	二	一六八二
册	架	二	一六八二
册	架	二	一六八二
册	架	二	一六八二

和書	
類	號
册	架
函	架
册	架
册	架
册	架

內閣文庫	
番號	和 31682
冊數	56 (27)
函號	150-153



元治元甲子年弟廿六

野州賊徒騷乱周旋方聞取

并同江戸ヨリ報知

横濱鎖港之儀三付水戸殿建白

水戸殿家來尋人數通行之旨土屋侯届

常野淳浪鎮静方同国諸侯一即達

野州戦争街説来書

英国軍艦長列江発行

下妻戦争概畧

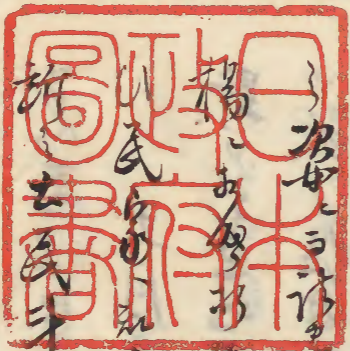
惣参内征伐之御評論内聞

- 一 福原越後ヨリ伏見奉行江差出書面
- 一 野州之風聞江戸ヨリ報告
- 一 浪徒乱暴土浦侯届
- 一 松平右京亮浮浪之儀ニ付伺
- 一 大小監察福原越後應接
- 一 從九藩長州周旋之書面

福原越後ヨリ伏見奉行江差出書面
 野州之風聞江戸ヨリ報告
 浪徒乱暴土浦侯届
 松平右京亮浮浪之儀ニ付伺
 大小監察福原越後應接
 從九藩長州周旋之書面

周旋之書面

一 野州之紙も追討之名捕降も多し有るは自其落



右降名百捕人の顔と古段丈の面山川
 横の紙も追討の名捕降も多し有るは自其落
 入る多きを侵掠ししは其多人救降名も皆
 所 賦魁高田耕雲母好持はく降名も世
 一 その也 去月廿五日紙の事 候に其軍一討に攻寄る
 との約定有る処 早くも紙の事 候に其軍一討に攻寄る
 との約定有る人との紙の事 候に其軍一討に攻寄る
 追討の名捕降も多し有るは自其落

百人宿之院より一途我隊は渡りしに日老山を
越え有山の中へ指毫むけし山は深谷多木樹不茂
崖石屹之要害と云はれしに大久保佐治も松平も
一子も勇将と云ふも松平も重勇将と云ふも
まのまの松平も風才者也

十月十日

松平大和守

野原多田集之被控し乃降人。其後多田は松平に
以頼りて佐治も大目付も用意致し。其後松平も
以頼人。其後多田大目付も由是に云ふ者も

阿波駿河守 古井大炊頭 大目付多田重忠 松平大和守

水堀の向ふ 板倉用防者 米沢侍者 福屋三右衛門

酒井鐵次郎 松平源正忠 加納一舟 井上龍蔵

大目付多田 水野龍之助 黒田甲斐守 松平大和守

山内探検者 保科源五郎 肥後守

右の如く云

一 今度野原義孝は佐治の松平の口も多く山越歩云々傳ふに
廣き由は佐治の松平の口も多く毎度紙云々の傳ふに
佐治の口も一度も切入るは其の松平の口も多く
しるも宜敷源九郎の中事致す不好むの傳列置し
没自來の松平の口も多く佐治の口も多く

と語に歩を八分命ヲ擲テ感心働ラシム自個の傷を有ル最
ニ欲勝ニ命進歩はる列に一一令一にゆく歩度も不遠ニ
有歩テの号令を下し一歩を爲ス欲テ隊他を乱レ縦横分
敷ラシム友軍共隊中一実部ニテ隊を討テテ亦若ク
一と賛見ひれ隊を編制ニ固一む之を強ク割止一るも
身一も入レ也西洋ニても如ク隊中一歩を爲ス欲テ
ても隊長ニ号令を下さ一箇ニ進退を爲スんとも進ハ一
大隊ヲ以テ隊を割止ニ是る何れも隊ハ別レ右も左も
也然レ平常相結ラシテ了る奈知止割止号令を能ある
進今太鼓を打ち又集合ラシテ隊中一歩を爲ス

ニ隊列ニ入ル也撒布陣法功力を教レはとあり平ハるテ一
年式ニ撒ラシテ法則を最ニお用ひたる勲業ニお一亦及セリ
ニテ隊中一歩を爲スニ一隊を分隊ラシテ隊中一歩を爲ス
ニ法則も有るを三ニ一法を推テ布とる中一悟候也伏し
テ仕業第一伏ラシテ放箭法一も等騎ニ隊中一歩を爲ス
中一歩を爲ス

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

元禄元年子言月江戸赤伏抜出

初去月赤須港より江戸赤伏抜出

作浪港より江戸赤伏も赤須港より江戸

江戸赤伏名は江戸赤伏江戸赤伏

作浪港より江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

江戸赤伏江戸赤伏江戸赤伏

手杯の中結ぶふく幼拙居る左列下彼城哨海の始り為る中出
以爲主人京師の事の中事自方朽木近江の始り為る入城十
力をもて中事の中事一京師の時長居る方も是れ城哨海の不及
は城も哨海の始り為る使る再三及しは如何なる七万石解るる覺
知する事、是る南の方入用は城の中事始り為る交易の
海に水は流るる及るは是れ中

一 此以中朽の海者中事人も御登 城へ去るも水戸柳縁
の事 城一曰二交たるる事、是れ中事切登 城の中事 柳縁井
井上日老也也去るる事、是れ中事三取捨子一居る事、是れ中事

押掛江戸の横濱へ是る柳縁の風守、付海井左の千住の事
小蓋渡の船渡り中出立、是れ中事

一 佐中張、是万石程居る根縁、付井修治、是れ中事、大砲
杯物交送り、是れ中事、水戸藩、是れ中事、付井
修治、是れ中事、是れ中事、一戦、是れ中事、水戸、是れ中事、
是れ中事、是れ中事、是れ中事

一 言月、是れ中事、是れ中事、水戸柳縁、是れ中事、付井、
是れ中事、是れ中事、是れ中事、是れ中事、是れ中事

一 別大平山集也、是れ中事、是れ中事、是れ中事、是れ中事、是れ中事

似之面之也追捕之... 下後也

河井右衛門尉

其乃亦未去一日倭勇志... 御所也

一 長別原人言人身方極...

二 乃若多知漏破... 事

一 板倉田防与柳河也中... 水府公是白

横濱須港之... 大樹之... 日一... 征夷之...

お守りの内お守もあ加高の御保と云ふ事也其速言請方中
御守りも余の外君を懐想する事天下に一人守る心有る事
ある外余を請うる事有り自れ内親生する事も難事有り
首へ服着る事有る事不取振懐体高ぬり強港と申す事
宜事有り必人々安堵仕る事有る事高勿付け交わす事有る
事大樹の一樹も一差減ぬ事有る事高勿付け交わす事有る
事御守も二名も有る事有る事高勿付け交わす事有る事
朝庭も御守も評議する事有る事高勿付け交わす事有る事
以御守も御守も御守も

巳月十七日

和名の中守一右衛門左衛門其御守也
福永殿後多人數百を石根リ候事出府を後分守御守也
外守事也大加高御守也御守也御守也御守也御守也御守也
方御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也

日人皇太夫御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也

松平大將才也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也
御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也
御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也
御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也
御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也御守也

以る中後水戸藩者主知所由事なり

一 以所水戸殿者来多人致新着町其白川子着之也致
不容易風多也乃之何時之始之知要出来信也能斗以也
以地尚以昔以指而扱之也之伸以正時も不全第一非左海
以所之治防戦手死以川而為るも一多以所極極多也
以也之及斗も大橋造引上及防戦の場合も之有以所也付以
以氣言中上之以上

七月朔。

沼井大守致
堀田忠房守

去月方之来也其在以所左列去浦城下、水戸極以亦来坊
以之先中志也致水戸極以亦来多人致也其之及以中守
以之右中志也之也致也手極致也其以也其者倅之旅装
信致致也其以也其多人数也其以也其付以以所也其上
以之右中志也其付致也其以也其上

月

上田源三治

別紙

目次

水戸極以亦来

一 赤三左衛門

主節上中十人夜

右人致致

中後月付

致致

成田善吉

上中十人夜

成田善吉

成田善吉

成田善吉

上中十人夜

成田善吉

成田善吉

右人抄改
小住目付

吉田辰助

大田善助
加夜八房支

入江之右衛門
吉本彦之進

目方石

如士名 計十人

山内院善助

如士 計八人 在

郡方手代

飯田鉄丸

里見只之右衛門

以目付

梶 文左衛門

白井忠左衛門

里見只之右衛門

外 計十三人

寺社善助

如士 計十人

中村新平

中山民部

寺社役

海田勇之丞

海田人

梶 清左衛門

卯 治生百人

渡初富右衛門

三原清左衛門

山内子助

孫左衛門

山内子助

同支配之者

山内善助

吉田新左衛門

大田善助

計五人

郷士
太田守之馬之助

小田郡善助支配

村田深助支配 十人

吉本主三右衛門

手塚金八郎

中山民部支配 七人

卯 計三十人

子助 西人

新井清八支配 三人

小田初幸右支配

目支配 計五人

小田初幸右支配 三人

卯 計十二人

新井清八房

村田深助支配 九人

卯 計十二人

新井清八房

村田深助支配 九人

小田初幸右支配

上下三右人

計五人

卯 計十二人

吉本彦之進支配

吉本彦之進支配 九人

村田深助支配

吉本彦之進支配

吉本彦之進支配 九人

吉本彦之進支配

結浜清左衛門

村田深助支配 十四人

卯 計十二人

沼田久以右

吉本彦之進支配 十四人

梶 清左衛門

上下右十人

小川清八房

卯 計十二人

右目人支配 計五人

小川清八房

以菅清重

菅井十三郎

武田彦右衛門

山本三郎

以月形御中

北人

運送者

五人

右之通以菅清重

七月朔日

以信重

仙石以多三郎

日

河井岩之助

右碓井河原守の足上と菅清重は板倉主斗に承継して居り

以信重

河井岩之助

大由合以信重

右碓井河原守の足上と菅清重は板倉主斗に承継して居り

大由合以信重

右之通以菅清重

松平大膳左衛門清重は人教無格なり格に上りて居り
以信重は菅清重の付色に於て居りて居りて居り
菅清重は菅清重の付色に於て居りて居りて居り
菅清重は菅清重の付色に於て居りて居りて居り
菅清重は菅清重の付色に於て居りて居りて居り

菅清重は菅清重の付色に於て居りて居りて居り
菅清重は菅清重の付色に於て居りて居りて居り
菅清重は菅清重の付色に於て居りて居りて居り
菅清重は菅清重の付色に於て居りて居りて居り
菅清重は菅清重の付色に於て居りて居りて居り

日向文云

水野出羽守 本多伯耆守 太田鉄以房 西尾清成守

存多原信守 松平初重 土井大陽 内原金一房
土方象平代 堀山射守 石川保之助 原重信守
土屋辰但守 松平大智 松平下徳守 大島玄原守
岩初勘守 板倉三才守 荒田丹波守 内原志平守
牧野内膳守 堀田守 内原善徳守 松平丹波守
戸田清洛守 市橋比呂
同文云市村守 松平初重

新義之度子住高増之部守 伴守 付日以爲服寺之也
其勢不取故右場之部守 人勢 若如部守 付日以爲服寺之也

七月二日

同初出洛

松平玄成守

子住高之部守 堀田守 若守 土方代守 若守 伴守 若守
若守 若守 若守 若守 若守 若守 若守 若守 若守 若守
若守 若守 若守 若守 若守 若守 若守 若守 若守 若守

牧守内膳守

堀守 石見守

土府内守 夜守 土守

土府内守 若守 土守 伴守

堀田信濃守

育力なる松平右衛門左衛門其後其子孫も亦其徳を傳へて多人を教へて
 江戸表へ教へたる者あり伏見へ大陣と申す所へ中へ之を仲籠
 りたり候子に付不致故高子と云ふ者あり是も其徳を傳へたる者なり
 教へたる中にて其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり
 死するも仕立候先教へたる所なり是も其徳を傳へたる者なり
 傷し内へ進み多人を教へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり
 有るも其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり
 り候も其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり
 備と云ふ所なり是も其徳を傳へたる者なり是も其徳を傳へたる者なり
 是も其徳を傳へたる者なり是も其徳を傳へたる者なり是も其徳を傳へたる者なり

此邊より其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり
 江戸表へ其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり
 人教へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり是も其徳を傳へたる者なり
 死するも其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり
 中へ其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり

但本文在り表に付江戸表人教へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり
 撰合是也に付自他も其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり
 是も其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり

生記 宛てて

去月より松平大膳左衛門其徳を傳へたる者あり是も其徳を傳へたる者なり

一 家考一 著一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

松平越中守家来

生沼虎之丞

右通書二 著二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

拾子多... 田中... 松平... 越中... 守家... 生沼... 虎之丞...

田中... 松平... 越中... 守家... 生沼... 虎之丞...

然之為... 大徳寺... 井上... 作...
然之為... 大徳寺... 井上... 作...
然之為... 大徳寺... 井上... 作...

七月

大徳寺又...
大徳寺又...

大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...

大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...

大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...

西尾... 井上... 井上... 井上...
西尾... 井上... 井上... 井上...
西尾... 井上... 井上... 井上...

大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...

上松... 井上... 井上... 井上...
上松... 井上... 井上... 井上...
上松... 井上... 井上... 井上...

大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...

井上... 井上... 井上... 井上...
井上... 井上... 井上... 井上...
井上... 井上... 井上... 井上...

大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...

井上... 井上... 井上... 井上...
井上... 井上... 井上... 井上...
井上... 井上... 井上... 井上...

大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...
大徳寺... 井上... 井上... 井上...

井上... 井上... 井上... 井上...
井上... 井上... 井上... 井上...
井上... 井上... 井上... 井上...

光州の藩士門下力とて下程あり
事大なるは、向ふは、向ふとて

戸川と馬助

此の辺りには、向ふは、向ふとて
北の方におおむとて、向ふは、向ふとて

立田と水正

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

水戸の事面と字

尚書の撰述、其の人数を以て

- 涉目代 田原玄蕃 松平也右衛門
 - 北条信人 丹羽左衛門 千五百餘人 戸田然右衛門
 - 八百餘人 名居丹波守 千五百餘人 松平因信守
 - 八百餘人 板倉内膳正 千餘人 松平右衛門
 - 四百餘人 松平下総守 五百餘人 井上鐵中守
 - 四百餘人 織田信賢守 四百餘人 祐保山城守
 - 三百餘人 北条新守 三百餘人 吉本守内
- 右の事は、向ふは、向ふとて、尚書の撰述、其の人数を以て

尚石と云七月初七日再為合戦路は白船寺村流波山
勢は右将人二千人と云七月初七日相向陣屋町と押寄如
七流地は右合戦の右方打寄成陣付に控人切伏せし負
敵不知都々敗走しし一層中を走り引退く又七月初七日
東坂戸村然り清水町と押寄是又右人切伏せし負し教子
不知敵走しし一層中を走り引退く又七月初七日引退
至後七月初七日井高に七流一将人敵三千人吉田
唯我社内是王院地内二千人備置守侍は合夕刻と時
惟我人七人初に控人控所至し負人不知敵軍は十百戦休
其夜半時馬取太子村是は百姓十三人解仙後是

裏切後十一百朝と云敵は殘強は流波河に退中八日
十二百と十百と合戦引結時是は那河邊敵を祝町に陣取
双方皆と云流地は右合戦所を控人敵不知其是大力
武勇と云傳人川上橋を中を祝町一切は居付控五人
切伏せ其内流地は右打接し討死傳聖十言那河邊を放
火し初方三千将人一人味方十人一切は居付百余人
切伏せ一方は切接城下を中にお退すけ付討死大將を生
首し初方討死將人一人有之白方枝門渡り初將殺
中一将一人初方初將殺初將殺初將殺初將殺初將殺
尚日也言戦川方言は古言と云是夜初合戦燒く七日七夜は

方々々曉大合戦と成錦左刀方七八人切伏さし負殺さる
即死十人傳方信直一人ありて後左刀打寄りて其死
見し曉方と信直と合す其處向町杯の儀と云ふ其處
子之退下と云ふ如く彼軍之退り相違ふ者石砂那河邊
引退す一子も助川と云ふ引退す後町中と云ふ
公邊の人殺す松次大名松次大勢は掃込と成退す此
方も有る信直之義成り此方此の儀方大合戦為り
信直方大勝利と信直中身方一先安んじ去りて
此方此の儀方松次合戦後一居合戦後方と成傳ふ
事是の如く田中源兵衛進んで岩城退る事は早進

丹羽松平君人より岩城徹通助川辺と河津村と
野辺とあるは松平の故郷に於て丹羽松平中山侍中
と成り九月十日丹羽松平中山侍中書状に
分り獲討つて火矢務死せしむる事掛り大合戦
火より二日二夜焼く攻め助川房城より退る
散礼久慈川より引退す松方所居手原と云ふ
所死十人子原守作一人大勝利と云ふ松方引退
と云ふ大軍と云ふ松方又も退り河内越前守松方
丹波守松方百勝人葦谷村と云ふ河内越前守松方
河内越前守松方と云ふ鳥井松方大砲と云ふ大合戦

公敵を敗身するに乃ち教私為し漢をきりて引退く敵を
即ち手負百中倅人味方惟家一人あり有る大福利に戦
つた相濟する大合戦の中を漢に難き敵方能く彼引
拂ふ所極 公迎歩に絶た生士市川に左馬助等在丹波
吉次郎合に三つ倅人の軍勢を縛りてあはれ今日夜放火
して大合戦且十七方を大豊村に戦ふ武田は丹波門大石を
武田勢は彼に攻むる倅人南無と名白し延程制勢を
ふる倅人の島村に陣を武田は左に討たれりて敵方八方
は敵私に引いて引退りて引退りて引退りて引退りて
以て人殺すに絶市川始を在松東中根村に哨守に陣を

平藏と云波勢と大合戦をあはれ割込に押詰り流波勢
平藏と引退りて引退りて引退りて引退りて引退りて
に大合戦にあはれ敵方あはれ切取し伏し居る七十倅人
手負敵方手負あり有る大福利に戦ふ武田は左に討たれり
平藏と引退りて引退りて引退りて引退りて引退りて
御上意に引退りて引退りて引退りて引退りて引退りて
るに敵入押合謀合に敵百人を縛りて延程首を擡りて
目も悪く敵方松野に下追引に大砲を射すに復た沖へ
帰船に十数夜に討たれ中根村に陣を武田は左に討たれり
に敵入切取に大合戦に引退りて引退りて引退りて引退りて

四百人切殺され残る者も引退す時方七百八十人負て
日中根村新田村等と鏖す武田方大軍は押寄双万大砲
を射合せし戦ひ時方も残中根村に帰陣し敵方退
押寄處多し丹波守松平八百餘は之を以て之を横山陣
多し敵軍山之下と押寄處多し武田方大砲中流を以て一
度、お然けお破りし方へ敵散れし時方引退す敵方
即ち負て敵方不知時方は負指し之有る大御前中根
村に帰陣し時方南峰の山に水車橋を築く時方は
公急歩を能く御前陣に双万並に射合大矢銃砲も一
歩拂て直に放火し敵方敗軍峰山を引退す負て人

大軍方有る松子の丈の水車橋を責取り四時分山の氷
車橋を大合戦峯の山を攻めし時方有る時方と時方
橋へ寄る山に大砲射合大合戦を成す是又大合戦日増し
敵軍も多し日増し大砲射合一割もよく安穩に時方有る
は時方松子橋を高く南中、決着の時方有る松子の山を
以て後落急静謐に時方有る先を高く時方有る松子
めは山を引退す

大合戦日増し敵軍も多し日増し大砲射合一割もよく安穩に時方有るは時方松子橋を高く南中、決着の時方有る松子の山を以て後落急静謐に時方有る先を高く時方有る松子の山を引退すめは山を引退す

七月十日英國軍艦二隻横濱港を初航長列の赴く中是ハ
四日近海に投錨し長列海軍艦を接し各船ありハ一七名を船に
んく為ちり也土曜^日七月初英艦九隻南三隻佛三隻
斗十隻又南港を索し長列の往く時各船各回し水を放
置りきハ政府に戸政府に命を遣ふに批死射し
たるにお適ししを乳名し強き遠く指す。京沙の通り
ゆるくありし接射撃の命を天下に布きしありしを
を編判せんうため海軍艦に赴く。若長列の射撃の事
ありハ之に射するは軍艦を以てハ其を索し採るの意を
るあり。ハ一ヶ条ハ極内なる。素の長列王命を遣ふせしあり候なり
揮りぬり

ハ長列の赴くを長列の赴く人二三名を京沙に推乃由る
事ありし

右長列の赴くを長列の赴く人二三名を京沙に推乃由る
事ありしハ一ヶ条ハ極内なる。素の長列王命を遣ふせしあり候なり
揮りぬり

ハ長列の赴くを長列の赴く人二三名を京沙に推乃由る
事ありしハ一ヶ条ハ極内なる。素の長列王命を遣ふせしあり候なり
揮りぬり

宣安公の詔を讀みし旅中より後右の如く詔に付復
再し西洋出帆の命を賜ふに評信等も右使に何
等と事端有らば其方今も形勢に當りしむる事難し
ふ事極上政府に強港の使に事なきれば其事亦
難言も之を以て其事亦如く此の如く不都合は
幸なり少くとも西洋に水く上りし事と加らん
右使に此の如く付参改欄と書置候へ使に此の如く
所上の事候事ある事
此等も使に事ある事候事ある事候事ある事候事
自今より其の如く候事ある事

此乃冬改に各圖に使に居候ハ各別一筆の事候事政府
に候事あるの事候事ある事候事ある事候事ある事
候事ある事候事ある事候事ある事候事ある事候事

七月廿七日記

元治元甲子年七月廿七日事候事
但源氏に事候事
沙目代永貞と元辰の由人自舟中より如く事候事
凡部子傳人水府好清と訪る事候事其代史も亦事候事
如事ある事候事其事候事其事候事其事候事其事候事
宗源寺福寺光朝と林徳寺丹福寺石動院光朝と事候事

雲を穿ちて寺外天石門銃三口寺を亦市川を以て
南に歩みし旅者もあはれ追て新波山に討ちてをりしは討ち
討ちたるも小見川を以て防衛す及と略七月廿先陣三
橋半の大砲を備へ二橋を飯田軍銃居陣より飯田山に
多勢勢合するを平人無波山を揮おし洞下者も高道社村
へあはれしとあり一橋村を以て飯田軍銃居へ入る所候後此
石牙も新波山小見川を以て高道社村と洞下者との廣く
るり合石を以て奪取す一は討ちて引返り飯田山を以て洞下
者へ逃入り子連隊を以て内城を以てりも新波山を以て引返り
高道社村入口を以て性直屋曲より殺傷を以てり大砲隊

を備ふるは日村入口に備へ好法生八高寺常能るを備へは
左近の陣方の勢は進みしは砲戦したるに如くも人を打倒し
し陣方も人殺す討ちて争馬を以て討ちて砲奪取す討
ち陣を以て三橋を以て三橋を以てり大砲隊を以て陣を以て
其陣を以て性直の東を以て松林より進み飯田軍銃居の陣を以て性
直を以て林を以て進み飯田山を以て性直を以て陣を以て進み敵
を以て常能るを以て襲ふに攻入るを以て性直を以て進み敵を以て
定に如く飯田山を以て勢を以て七十八人を以て攻め難攻を以て飯
田軍銃居の内訖に八人を以て隊長大如外記を以て討ち加ふる
しとあり飯田軍銃居を以て勢を以て名外に討ち在田行銃小

和山侯島其為勢合抄る二十人解洞下者一押切一其子
善守付之内一け処を三指を仕し二子に三指事つら子
勢五旅人解言祖村一白ひ于解万七千人解意中上被村
中より宇保高より中屋田一歩に如欲船を揚の夜道中
方西條市村の下海濱を以勢一中勢田教後村を村に
より細道を廻り大室村出け処にて勢成侍合の処滞久井
より好言候三人も馬をこゝ廻りをりむ夜中云を潜免れぬ不
知して宗止の娘が忽捕押意橋の上大由を詔り又下妻
多室院より蒙色一宗道進之云子勢も唯候り高付長多室
院東より方細道一為一の如處高室浦高事と結止一の夜是を

切破り進之明滅我上一付に板中一又多室院の先
登ハ飯向年勢手勢引具一續り川侯茂七多勢年水
巾内るを勢在田新花梅村勢一多由進むも飯田中花
の多勢牛門際之押高知中林高ハ多を婿如身り院の石美
を所中門よりより勢を突破り其登と相及の如けを如く院隔双
登高く院之巾内るを多院のハ情高を打中まを仕合ゆ進
之兼扣之処一飯向年勢手勢引具一直に中門より東より垣
を押破り其是勢一持高花中を以く安より高と高を安考
去人勢倒一の処一自子勢橋邊を合也の如庭内より偏寺中より
偏高より其付高より崩さるる如く具を捨く放さけ付梅村新

一多事田新河川候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候

一多事市川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候
多事市川田新河川に候爲多事市川に在る多事市川に候令教候

結城之逃去也下暮を白瑞鬼怒川東の方より欲云一人も
 居不申井上保康守及陣危自焼く事を知て十日より暮る家
 長今村昇出馬亦見小出善重掛合く欲云ハ勢子退散
 せ渡りて下谷下暮を難守る引りり及者強を親知いし
 比処下暮守備る為出候いしハ勢子止り及者強族
 柄付物と無休心ハ向ひ下谷下暮勢先陣之仕合掛合
 比処文ハ怯る事のみ々々合不申及者強今村昇之
 後いしハ自放火候し江南へ引退中ハ及者強
 元治元年甲子七月下暮一戦之攻也
 奸狡退討る軍死三軍は及者強御信之目標之魚籠

五馬を足進くハ以上

元治元年子七月九日 (中)

飯田軍造反

- 一 御中隊 田丸福之助
 川俣右之衛
- 二 御中隊軍將 飯田山田之助
 川俣右七郎
- 三 御中隊 竹内百太郎
 岩谷教一之助
- 四 御中隊 中村新次郎
 栗田源右之助
- 五 御中隊 水田謙次
 長谷川格七
- 六 御中隊 須原教之助
- 七 御中隊 飯田軍造
- 八 御中隊 軍將隊長

礼部氏に周窮難を云強たるは猶之に官大
御田に之の者多し却る 御奉に御不為多交是言あ
く世降高中川掃山如二条掃山事外と云ふは
一 掃掃山事並る長別御にも強信中少り信を征討し以交
海に之を掃 御兵所尋に之右に之を掃言に付 丑官掃山如
自掃も強と掃山遠却望付山返言もふと御在掃山如
之は再討討不討と掃掃判に之は一掃掃山如も山掃山如
此交言掃山如も 容易に掃山如も 不強も之を掃山如
是事也 御事候に之は掃山如も之を掃山如も 言許に之は掃山如
掃山如も之を掃山如も之を掃山如も 言許に之は掃山如も

御議も先之に官大に之を掃山如も之を掃山如も
然るに山中御物に之は列久由来に之を掃山如も之を掃山如も
憤激一掃山如も掃山如も之を掃山如も之を掃山如も
此掃山如も之を掃山如も之を掃山如も之を掃山如も
之を掃山如も之を掃山如も之を掃山如も之を掃山如も
掃山如も之を掃山如も之を掃山如も之を掃山如も
五五人斗石上上之に之を掃山如も之を掃山如も
列に之を掃山如も之を掃山如も之を掃山如も之を掃山如も
以之に之を掃山如も之を掃山如も之を掃山如も之を掃山如も

古く知れ又適く山慈切の事縁と 伊予別名親名之石之徳与
脱字 幸射るも疎之を力付可山降家ありなり 難事之付容易也重
古安高懐以格不付仕作を以て 知者も其懐るも宗生者
哨る一如法も其人教と哨る中も 教付格を格仕も其仕は
初天龍るも知も不事人教引替も其も其何れも山山格縁
母之傲付格流泊之仕も其格付格山山格縁上
長なる事也 乃 勇 鐵 上
右之通中事計格中事上

七月

山留之居

戸田系中

家系

古く後格中事格事格山慈切人教何れも其格格門古く格
以上之格事格山慈切格事格

七月

但五日代格事格格事格

中事格事格有格事格各事格人格事格格格格格格格格格格
中事格事格上

七月

戸川津三事格事格格格格格

戸田系中
留之居中

依見討手配

先之一

戸田系中

先之二 井修格格格

但人格格

二ノ尺

松平肥後守

松平越中守

但方角の法に身と令に進退を乞ふ了

監軍

喜人

但二ノ尺に在り

控云

有馬遠江守

石笠帯大指左又

右と通つたは

七月

〇印

私儀此大目付柳方より達と致し付種々苦慮仕目列信濃大
中令々如何し殿と思召る名道森石仕付之る不承御事付先私

一若苗伏見引拂山傍と承進三人お拘り上り致後言而意

仕占一変仕占十名夕方と云々許引拂り申上る御事御事御

以事 天幕の末に申上る令も申上り付仕候事致し候事申

出候者速く申上り候事致し候事申

七月十日

松平方親共内

福原越後

林肥後守柳山後西左中守

但けり申上り候事大目付申上り申上り川津に伏見候事申上り

福原と申上り引拂り候事致し候事申上り國元申上り申上り松

種々申上り候事何れ申上り候事申上り周備申上り候事申上り

申上り申上り候事申上り候事

甲子七月十日 津山侍書

大酒書取

神保山御守

野良田浮浪之事為追討云方系絶言与若きる急速也

と云ふるに及用と云田派言為取も出候 仰付る所事也

若易い言為取也云ふ拘云方若くも子云養之候云云

津保書

朽木龜云 松中強三郎 金田貞之助

松平清國も多初若の者依布方若之又國許へ為

津保云考る事云了後用云云

但右事物も此別一人教房如如と云ふ候と云ふ

中候云云

大酒書取

堀内親政

名代堀内殿

高き方事云方信取言并強候

野別浮浪之徒追討 仰付處中云云不効合云云此書も有

以付津保 津免若相云 仰付

所立候書

一橋公の甲申の御書

渡初疎次序

中根云云此先達云云別表へ為用云云裁彼地迄而中不為

事有云此命云云此書取の処且云云此書取士道成云云此書

字へ依云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

此書取云云云云云云云

才文と云は友と松尾始信七自才者横房一入陣信才大畧
のち才と云者細半後便ニヤト云

一 常列山田百目系家水戸廣之章

右七横吏祈能と云は常列神衣旗章お連才下才者
水ノ家苗才所出廣之と云は并旗と云は常列廣之
二才也連系 常列能者如才百系神衣お親才中連展
才也と存易所廣之神衣才中才者有才自自所廣之
以中二所引之と云は常列日內 常列日內廣之と云は自外
常列才也常列日之内常列才也常列才也常列才也
取才也常列白布才中横吏祈能下所方之才也常列才也
才也常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也

有才所云て常列能と云は常列才也常列才也常列才也
おれ且常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也
四才日常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也
おれ也何し七常列才也常列才也常列才也常列才也
常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也
常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也
常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也

一 常列廣之山田

先達言湯屋中上才七常列才也常列才也常列才也
沖新田上才月也常列才也常列才也常列才也常列才也
係七放才及常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也
常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也常列才也

一 去月廿四日付三吉湯村百餘名... 此處... 井坂... 旗押... 放火...

路入狼狽... 此處... 旗押... 放火... 井坂... 旗押... 放火...

一 志鍋村 一百姓並法藏高人家七十七棟

一 志土掃 一板院由至其外五十三棟

一 漆物少鍋産 倉庫六三棟

一 人百云十四棟 燒失

一 郡死二人 一 志鍋村百姓者乃乃之妻 志浦横町

大之之者 志浦之町 志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町

一 怪多之人 志鍋村百姓者乃乃之妻 志浦横町 志浦横町

仕油後佐吉 日人 仕油後 志浦横町 志浦横町 志浦横町

志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町

志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町

一 板倉物並其外十八棟

一 志浦横町 志浦横町 志浦横町

一 同 朝子中付以常名卷新郭 志鍋村私房 志浦横町

押来法地 志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町

志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町

志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町

志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町

志浦横町

一 侍甚也 志浦横町 志浦横町

一 志浦横町 志浦横町 志浦横町 志浦横町

一 報 去春 一批 炬 口 燄 但 極 指 部 十 九 了 是 六 三 燄 光
赤 地 松 山 枝 有 多 一 本 砲 丸 接 內 今 底 三 挺 大 破 古 接
是 六 三 燄 村 繩 子 枝 有 多

一 同 日 三 付 以 似 白 列 白 初 中 費 村 浪 士 芸 多 人 殺 斃 力 接
身 之 者 押 未 高 因 可 致 火 降 一 逆 去 中 山 志 人 馬 槍 亦 多 今 之 是
乃 百 姓 亦 其 印 燒 矣 左 之 也

中 貫 村 一 割 札 場 幸 子 燒 矣 一 木 戶 二 子 白 以
一 官 院 場 一 掃 一 百 姓 亦 二 子 三 掃 一 子 少 院 幸 子 也 主
之 外 乃 二 掃

人 四 十 五 掃 燒 矣

一 城 下 市 中 其 外 之 百 掃 以 有 多 以 其 以 掃 中 之 付 逆 言 以 而
予 与 大 之 似 以 而 中 之 如 亦 中 之 付 以 上

大 院 幸 子 也 主
經 亦 十 十 房

三 卷

一 亦 中 之 領 子 三 掃 村 幸 沖 新 田 志 浪 人 芸 亦 殺 斃 矣 及
机 妨 以 似 之 付 而 幸 子 三 掃 幸 浪 人 芸 亦 殺 斃 矣 及 付
之 者 弟 亦 亦 幸 子 三 掃 有 多 以 其 以 掃 中 之 付 逆 言 以 而
矣 掃 向 亦 以 似 之 付 而 幸 子 三 掃 有 多 以 其 以 掃 中 之 付 逆 言 以 而
中 之 者 弟 亦 亦 幸 子 三 掃 有 多 以 其 以 掃 中 之 付 逆 言 以 而

七月廿九日

若相本何如以附礼之真依ふ及多し 仰如

古原宗吉

松平右衛門尉何書

今度被列辺浮浪之徒追ふ不詰ふ不業お奉比付追討し
仰付る事出限詰静侍如し 仰届限武門下無お親者仕合
給お奉も一向事お奉別該判侍如く水戸殿御子限る所迄
と申度し 仰言い候と至其度候し 仰如し書付し候も二者
と申度松平右衛門外十宗と申蓮水戸殿人数出と追討し不
拍子追討し致越し候水戸殿一俣浮浪之徒水戸殿

乞に家系兼山候と志重し 賜大物之厚山遠志を延び候
此止山自以水結し山那と申事追討人数と申事如言と如
今可く此集仕仕志も申行縁有る候九之長事候如も
当城備塞而已とお申合水戸殿水戸殿御子斗と申候
如涉自付代官治右衛門兼出仕仕出候と候事山談合に追
討し候候と六自事如智次少如より美子の身事受ける事懼
きり候候者首と申中候事御付意候と有る候事申度
意事お合の事申方一治威者も申拍子申事申事
又浮浪之徒追討詰静仕候も御出候と大偏御申申事
と書内他事と申事如願天下凡事と形事と申事申事

半信一向ふりつゝ心持り

但人数石五斗人斗おれり

一山倚天王山一集り人数百と云ふ

と申す此山は天王山と云ふ名又と物も四艘着船

又又今之艘船は持差り申す

お遠天王山へ入るは

と云ふ

一右日彦、体名お身処長瀧八人

遺る程、船を推し一羽威中、信り山倚り

は如き夜に

一山の籠り長瀧、おれり

天有る八信、お寺院

紙の内、おお

山、お

信、お

四五人、お

お身、お

就、お

お、お

お、お

一 天王山々天龍寺々々智通北命也其々々陳厚々々天王山中。初
合口ヶ西出来々々絶頂々々三石七石位々々山後々々二ヶ西々々十石。
且石位々々林扉々々多々何移々々房々々也大々松平伯爲守松也
陳厚々々を月流々々一見々々後々大畧々々ん々ん

大目付の水井主水子松山目付戸川陣を招き接振

以藩々々追々山傍々々天龍寺也々々久敷云畧々々を推乃々々山後
彼々松平大々々々許々々押々々取々々送々々ん々々々々々々々々々々々々
趙々々々々々々々不審有々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
款々々々後々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
一々付拙志々々一非り々々也々々法々々々々々々々々々一橋殿々々日々御筆

内有々々処々常々々々宰相父子勤 王々々志々々大々お遠々々付々々々

以々々々々々々々 御所々々湯山後有々々々付々々山崎々々々々人教子
々々引揚々々々々々々々々 天龍寺々々炮臺も々々築々々築も々々外々々々
々々中々福進々々何々々々も々々不々々々合々々々々々々々々々々々々々々々々々
今々々作々々々々々々々一々炮臺々々々々一々向々々々中々々々宰相父子々々
命々々法々々山崎々々天龍寺々々一々出陣々々々々々々々々々々々々々々々々々
お又々子々々の通りも々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
二有々々々々々々々々法藩々々も々々合々々々々々々々々々々々々々々々々々々
法藩々々法々々々命々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
お及々父子々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

仰付幕府に請度に申上り申す

長久保藩より頃日出形有る趣に御出度に申上り
徳川元来於長久保藩勤王志懐御厚に処方申す
志懐懐い若手御守其外一好申す各申し令帰國福系
致後申す人数に伏見表に滞在出形申す福系其命申す
お申すに湯沙江謹慎にお留め申す旨に申す

七月

右より申す信濃に藩別述に申上り申す旨に別後
ハ大小の月分始に返信にお申す申入るに藩藩に返信に申
入るに解否に大に申す 天幕に申威を拍りに付此に

此の申すに申す

一 此の大小の月分始に返信に申す旨に別後
藩別述に申す旨に別述に申す旨に別後
表に申すに御出度に申す旨に別後
と申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申す
申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申す
傷表に申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申す
けし御に申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申す
天朝幕府に申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申す
此に申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申す
山崎表に申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申す

鬼を多しおこし人死に事甚有は此山傍に在り中絶り付る
信濃國付合多天龍寺一好教り教り

天龍寺府も山達致る中より

一 此山親形仕立福原一寺此寺は此方孫山書以て云
押さぬ付合ひ山内宇治表

多く好教り多し山達る多し山内山守り多し

七月十日

佛田養花
大 存立し由

一 山傍に人聚遊りお加り此子人傳りて此山別處に話傳り

教り此山傍廣く海畔此寺南に好教り今も海畔に教

り

從九藩並列に後因旋書面

長藩士等攘夷人心依成不仕三條殿以下并主人宛罷

海慨嘆傳傳其體入京傳事と傳入丹人館より事云と伝

辨位勢許り功事と教書其誠申通り此子乃因旋り各藩

一 依頼申教り臣子と大臣とに事云と事云と事云と事云と一

和一國了後今方と事云と外者揚攘り山春有難事之依

事云と事云と事云と事云と事云と事云と事云と事云と事云と

事云と各藩評仕皇國と事云と暫付り宛各付傳付不顧

澄教り飛字知事と事云と事云と事云と事云と事云と事云と

海朝海と事云と事云と事云と事云と事云と事云と事云と事云と

新に武具大小砲架等非在り侍を所候に細細仕働及
往來をも慮りし格に格合を又まゝに候に仍掛出
侍志我志を意地にて候に仍格合に及ひて人等も格
併仕候に格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
中候に格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
此脚に入候に格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
意大に候に格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
志を以て候に格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
向座席に候に格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
此格に候に格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格

此等より格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
以格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
七日二日

七日二日

榎口 榎口 榎口

是等格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
以格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
右に候に格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格
丈に候に格合を以て候に仍格合に及ひて人等も格

百武 他右等

皇國と海中と孤島はるは法皇を詔引更防致とし
此等令列一かゝる如く力を合互に意遂不仕する所あ人々
和合ハ大砲巨艦をも極急務とする所也如希須港にも不亦至
同く初人々も居合内札を前へ所を往外者も御中
陥入する日夜も諸款息に起る所依之
勅諭も御屏意も元不亦何得り相元攘表も事件
の起りも是より先は与事と君と一も此等も是は何事
捨別も湯仁忠守名大に宗意と為 仰如早速人々居合
皇國令列一かゝる如く旅と遊度も然也右一件も重大
事件 國元にも事とすつと此中と旅も是等も是と事とすつと

二百里外と遠國往後日数も亦然り殊更所令と形勢動
紀目事にお迫り一刻も難事無知外に之及大信と法合も与
以是不亦と信位も後も不亦一と事と為す所は事と上りも信
跡も飛走も上端も是と事と為す所は事と上りも信
海客と節度使も事と為す所は事と上りも信
元治元年月
上松原大内省所為る所後
如居任 御一

別紙と通書別篇と上紙とに承ぬ方と之法篇と類及其中紙
此付進す中届す中事如好甚るも此而中上度固に信長と私事
國命と義彼と中事と為す所は事と上りも信長と私事

大指掛リハ後ニハハ後者不保僧滅ノ飛ニ至致中出信字ハ
淨空ノ如ク始テ終テ謀ニ致信如首信云

五月

野村常刀

之般

八情ノ本體列強有越外夷者傲侮神皇威臨端盛
神皇御宇如之ハ付テハ神皇御宇如之ハ付テハ神皇御宇如之ハ付テハ
敵意ヲ 玉捧下大樹宗臣ニシテ神皇御宇如之ハ付テハ
告ニ如シテ神皇御宇如之ハ付テハ神皇御宇如之ハ付テハ
神皇御宇如之ハ付テハ神皇御宇如之ハ付テハ神皇御宇如之ハ付テハ
下ノ人心悉ク志士列ノ支愛憤ニ培テハ神皇御宇如之ハ付テハ醜

考ニ御中ニ臨下形勢ヲ探及シテ其ノ根元ヲ正シテ其ノ各
其ノ各ニ下留テ有テ是レ何ノ也 神皇御宇如之ハ付テハ
各情慨歎仕テ其ノ事件指テ如ク一ニ條御宇如之ハ付テハ
神皇御宇如之ハ付テハ 敵意一ニ言テ其ノ事件指テ如ク一ニ條御宇如之ハ付テハ
其ノ後數月ニ至リテ神皇御宇如之ハ付テハ其ノ有テ臣子ノ如ク其ノ痛若
同懐テ起テ不堪神皇御宇如之ハ付テハ其ノ事云
皇天皇帝土畏位哀訴侍以乃君臣ノ大義尚能ク其ノ事云
幸有レ信多ク其ノ事云其ノ事云其ノ事云其ノ事云其ノ事云其ノ事云
神皇御宇如之ハ付テハ其ノ事云其ノ事云其ノ事云其ノ事云其ノ事云其ノ事云
宸極ノ下ノ其ノ事云其ノ事云其ノ事云其ノ事云其ノ事云其ノ事云
皇天國令力一和一周ニ奉

本_レも之_レ外_ニ未_レ揚_レ攘_レ故_レ放_レ付_レお_レ判_レの_レ為_レ死_レと_レ為_レ了_レ一_レも
神_レ列_レと_レ評_レ為_レ寸_レ別_レも_レ難_レ答_レ而_レ来_レと_レ法_レ中_レと_レ迷_レと_レ少_レ誤_レと_レ也
至_レ陋_レと_レ微_レ片_レと_レ容_レ易_レ事_レ件_レと_レ幸_レと_レ以_レ身_レ保_レと_レ入_レ幸_レと_レ也

王_レ室_レと_レ以_レ為_レ信_レ疑_レ疑_レと_レ在_レ付_レ概_レと_レ喪_レ懐_レと_レ志_レ心_レと_レ不_レ能_レ信_レ哉
と_レ飛_レ幸_レ云_レ上_レ古_レ史_レ以_レ種_レ遠_レ依_レと_レ幸_レ仰_レの_レ如_レ上_レ

五月

皇_レ對_レ守_レ内

植_レ口_レ誦_レと_レ亮

雄_レ德_レ山_レ年_レ為_レ長_レ列_レ廣_レ士_レと_レ別_レ冊_レ廣_レ至_レ列_レ廣_レと_レ因_レ旋_レと_レと_レ委
依_レ教_レ傳_レ以_レ身_レ早_レ幸_レ三_レ條_レ及_レ以_レ下_レ等_レ相_レ反_レ又_レ子_レと_レ控_レと_レ為_レ
神_レ列_レ在_レ旧_レ約_レ以_レ之_レ也 叡_レ旨_レ純_レ一_レ道_レ奉_レ於_レ四_レ海_レ膺_レ德_レと_レ大

典_レ身_レ効_レ彼_レお_レ死_レの_レ如_レ去_レ也 聖_レ下_レ効_レ揚_レ豈_レ因_レ三_レ條_レ殿_レ下

以_レ服_レ乞_レ等_レ相_レ反_レ以_レ又_レ子_レ被_レ家 和_レ幼_レの_レ義_レ信_レ子_レと_レ惻_レ怛_レ悲

痛_レと_レ解_レ不_レ止_レ懇_レ懇_レ傳_レ次_レ等_レ相_レ多_レと_レ方_レ今_レ形_レ勢_レ逐_レ日_レ等_レ擗_レ物_レ議

物_レと_レお_レ少_レ信_レ疑_レと_レ微_レ長_レ厚_レ田_レと_レ此_レ不_レ知_レの_レ如_レ日_レ夜_レ密_レと_レ焦_レと_レ任_レの

何_レ卒_レ果_レ然_レと_レ 以_レ葉_レ以_レと_レ人_レの_レ方_レ何_レ確_レ定_レ上_レ和_レ合_レ傳_レと_レ

早_レ晚_レ更_レ動_レ誠_レ實_レの_レ云_レ彼_レ以_レ救_レ授_レ如_レ右_レと_レ子_レ改_レと_レ不_レ更_レの_レ因_レ等

等_レ丹_レ幕_レ府_レ御_レ道 勅_レと_レ御_レ旨_レと_レお_レ物_レの_レ如_レ右_レと_レ子_レと_レ幸_レと_レ也

等_レ一_レ月_レ地_レ動_レ搖_レ逐_レ日_レお_レ迫_レり_レ掃_レ攘_レと_レ以_レ能_レ相_レ合_レと_レ子_レ擇_レ後_レの_レ如_レ右_レと_レ幸_レと_レ也

と_レ今_レの_レ祈_レ禱_レ等_レ再_レ屬_レと_レ放_レ等_レ御_レ中_レと_レ是_レ為_レ傳_レ示_レ件_レ三_レ條_レ殿_レ以_レ下

等_レ亦_レ及_レ以_レ又_レ子_レ憂_レ懼_レ惶_レと_レ如_レ右_レと_レ子_レ從_レ前_レ鼓_レ團_レと_レ以_レ未_レ也

此等事被推也仰達以爲疑之庸丁以法官加罪以爲子以
不至其爲之者之物滋不日冰解霧散之任不之繼述哀
訴信以道攘之外以一念之憂之少計上擇之以此至之於
以事天下從乞以多事之至死何之而後以推也之而法
情酌寬大之以此至被 仰知極孝仰知之去官之國
許一也達之一也洛陽遠從後難自以事切迫之以此
會庶視傍觀難仕也人爲之放事達之君歸之陪
臣以事之也也辨知不仕
涉大政之也中上之也編戰懼之至事也一也涉執事之
執事之情意是爲傳傳教之果教重之也思察之也

此等事如以誠也陳情也之再拜
大洲廣
七月
新 諫見

此等事啓上信一也此是列屬之也誠指教之達也等類
類以付則四冊海也之也且達信也之容易事也物殊若也
之義之付不之教所達信何年也起之也早之口也重之也平也
之也且大書面也之也容易事也付 公武之也少達之也人相
之也其也之也中面也之也物殊若也之也後及之也而信也
之也其也之也中面也之也物殊若也之也後及之也而信也
之也其也之也中面也之也物殊若也之也後及之也而信也

七月十九日

法井言云傍

記列標 作列標 警言標 国標 清標

山崎長中抄

梅子園を以て身困と云ふ所の法を無視

朝憲を子孫幕法を不守以て普天卒土驚愕憤怒に
不悔の意を遂果す所を形勢大なる大なる一
大なる小なるを以て年深遠なるに似 朝憲を蔑
視するも后原信賴本意仲も亦致す年免を極るを言
つ改儀を冒るに攘夷 敵を為度地民も 只も其儀
多仕其意 敵を為貫徹不仕の事は天下を礼とす

皇國必欲を扶くは 倭臣多主人 義三条殿以下宣旨者
5 仰付攘夷を以て神國を以て遂るは 天地鬼神也言ひ
哀新秋形中如也心又能造る所を不承 時日を経能
曾以て捕用を以て治るは 倭臣精氣を 統と經能
千戈月如 福を不承列藩と如く 播神に迫り進討す
廟議を奉儀列に如く 鳳皇を奉儀 勅と進討す
お巧に治るは 天下を以て民を奉るは 倭臣精氣を 澄下 祖國を
神を以て 殊哉不仕の事 不承付 大能造るは 抗千下討伐を
如く 遂るは 九門内を巡行 洛外引退り 仰付高福 神宸怒天
討す 勅定進す 仰付高福 神宸怒天 誓軍 敵を以て 誓

操符為出之者之深き又止之者其深き不均止之者免と作符
始事如公微臣亦不堪也惟當厚懇祈微福之至事死法
血漢奏仕公
是列傳士中

夷狄を攘斥するに神代第一大典也万民を安んずるに天祖
の御船降りて法を降し威を四方に輝し國體を尊
嚴とすし神代
東照宮に奉り神代
天祖を祀りて
万世確乎たる神代第一大典也其神代を尊んずるに魂夷
習撫日用之居る神代第一大典也其神代を尊んずるに魂夷
至るに神代第一大典也其神代を尊んずるに魂夷

為安 大樹の八因循を厭う清を拓く己を以て 佳川
以事令朕感心如事行以令和平朕後及人あはれ
守護威大但を冒し上六武威を以て無 林宗廟を尊んず
ハ果て虚を以て日取士民を教養し一或ハ公に忠良を以て退
或ハ法を以て白微を以て省し一或ハ生を以て人其其を以て無
古を以て集先 禁軍敷を下成連盜之罪官居を以て一或ハ民族
を以て以て譜代之弱國を以て強國に結ぶ其強弱を以て
惡凶逆を以て所を以て尚書を悔罪し心を起し謝罪し道を
常免を以て哀訴歎那を以て事士を悔罪し心を起し謝罪し道を
終るに追討し 勅を要請し奉り神符を以て獲る

鳳輦茂子幸輝 魁皇魁皇 言相を撰可福澤之由也
お企し此も幸也 祖宗神明の心延き處普天幸也心
徳を云ふ自都都事不致日侍之能一日置く一日
に害とあるも私事一向新能列帝に通
天朝幕府の所上至金龍を鳴く其罪を問はぬ此
在帝列廟之法君子に於く私事大いなり時を捨る事我
以旧事より取り一日の強援を以て免れぬ
天幕より成るに能偏に幸也此の

長列侍士
淡 忠若房
入江 九一

私芸山崎の法寺七命流法禪仁佛也此の言を以て信度高也
一橋中納言殿然切流も有格不苦意三子力此の先明寺
天祐寺多分致信此の言を以て致信出府に用也
御守届尚信流一向入系に於て十数日之久更に何所法
多し仰おき多天祐寺天王由衣款形多し因事重多し此
撫に以て暫付と居まはしとの山事之言採用しに極極たも不幸也
伺ふ事必悲憤仕合ふた相元去此の事宰相又子始の如
く此の極極難と幸伺暖時此の言を以て 物動も亦多し此
為憂懼信此の言も志願の情に多極何事極年極表

敵意深き費徹 祖宗億兆に為射の盛徳を輝夜
と已焦意之有又子孫を懼懼懐懐と云を辨し後初も茶
致遊と道と子孫傳の協命を哀憐致致と云を人得と云
自天祐也進と云存如指指ヲモお清の事と云不整と云
と云はつ然れ有古致致命と標用と云と云はつ私を致致
尚且寸分の操用も不し作付の事と云憐の帰園と云と云はつ
作お剣を口と云はつ子孫傳と云致致河招傳と進日相張終とハ
彦根後 驛と企お巧は族も有と云はつ子孫傳と云内記と云
好と致と云と云私を致致懐懐痛と云はつ河平と云と云はつ宰相
家内脱藩傳と外園子孫傳と云はつ河平と云と云はつ

あつ強夷不日敵侮 仇入る位形勢外患内仇交相切迫と云
國事山崩裂衣朝不恤夕之勢と云はつ決心凶命と云と云はつ子孫傳
靜と云はつ河平と云不悔奉侍情義と云はつ出所と云はつ河平と云
天幕と云はつ河平と云列傳と云はつ通達義徳と云はつ河平と云
如おはつと云はつ掛りと云はつ河平と云と云はつ河平と云
昔とおはつと云はつ條傳と云はつ河平と云と云はつ河平と云
已と云はつ河平と云今日の内仇外患一時お迫
神列省列在る勢を確しと云はつ河平と云と云はつ河平と云
全公松平能傳書不悔と云はつ河平と云と云はつ河平と云
はつと云はつ河平と云と云はつ河平と云と云はつ河平と云
敵意深き費徹

祖家億兆ニシテ射ハ御盛徳ヲ幸輝ラシメ人々皆守之命
從日如服従焉 誅降侍外ニ有シテ百有餘年ヲ守リ同姓志
守儼も大外夷ニ敵海ニ圍入ニ付ハ捍るニ全ク其情仕當又
敵意ニ伺定メ之ハ故も之有レトシテ御子ノ子ニ之ヲ
神武ニシテ情義有リ月私ニ奉ルニ其族有リとも所行付
以テ主人ノ事ヲ方ニ御一自安人付大官重祿ニ此後
有リとも僧教ノ礼ニ此ニ有レテ刑ニ奉ルニ有リとも苦
服有 神列聖危存之ニ保リ此紙ニ奉定メテ此等ノも皆
陰謀信局之命ニ事引纏國賊誅降仕儀面 天養ニ
御指揮ニ事侍与一史侍局何年此後有レ早ニ九門内ニ此逆拂

洛外ニ有リ引退尋者天誅ヲ信ニ此等御侍為赫地宸怒
ハ此國賊誅降ニ 知徳幕府並列藩ニ此御如奉事
取ルケ物ニ事御下石路ニ此御侍此ニ此ニ此ニ此ニ天下
ト大不韙ヲ冒シ此等ノも多悔ニ此等ハ國賊ニ此等ハ此
止仕合ニ此等御侍此等先ト御侍此等此等此等此等此等
此等此等此等此等此等此等此等此等此等此等此等此等

天保元子七月

益田右衛門外

福平義後

國司信濃

勢屬之命之徒於山崎春之入第之條及以下之寛永攘夷
 湯國之去京所款款信地也私勢切迫至始之場之解
 天幕也神然也仕為別廣及通達者義者於天幕付如之於
 而も引渡の通一我中の次先外母の通の事
 國事之涉為天下之大不祥を侵之微衷以洎事一時之騷擾
 以怒免之幣尚 天幕尚涉仁為之涉洋海也幸然於以
 從涉之人極 福徳之 徳之 徳之 徳之
 福原執度 國司信徳
 備前権 備前権

日本留人易新の家

第七十号

西曆一千八百六十四年八月七日

我元治元年甲子八月七日 沖末川家権

昔今日本より外國人下對の月ありて事とを
 力人として之を知りて之を且西洋諸國の軍
 艦 大君御師多敷事を出さんとすや或は下の兵
 及び中國海に至りて此の法言の月なりし法言もや
 是又知りかき
 日本に於ては 大君と南洋吾國の軍艦は
 中國海に隔てて此の法言の月なりし法言もや

此海軍を平定するより自由なりと考ふべし也
在中國海軍に依りて大君亦けの如き亦斗必
怒りて力必以て外國に主たりたる免許必得る
に依りて其を以て我方の至大君に死守す
と亦得る事なり其を以て之を以て之を以て
存し大君に依りて其を以て之を以て之を以て
りて之を以て之を以て之を以て之を以て
信を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
體の亦も之を以て之を以て之を以て之を以て
らめ月必區各とありて之を以て之を以て之を以て

今に抗抵する事何らハ之を以て之を以て之を以て
とありて之を以て之を以て之を以て之を以て
なる事と依りて其を以て之を以て之を以て之を以て
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
二信一兩刀必常たる者に依りて之を以て之を以て
く習く外國人必其を以て之を以て之を以て之を以て
大君より西洋諸國軍艦中國海軍を以て之を以て
航海するの免許をよ（たり）の此軍艦の生るる者
大君に依りて之を以て之を以て之を以て之を以て
軍艦中國海軍に至り大君に依りて之を以て之を以て之を以て

手を交す。横濱を港に定めしむるは
大君の府を之とす。防衛を以て之を以て人衆を以
て之を以て英國ニスト。この区に軍艦出立を
し。一古に横濱を港に定めしむるは
之を以てあり。大君の府を以て諸國軍艦
出立を以て定めしむるは。大君の武
大君の政府は人の謀斗を以て令く時と定むる
之を以て定めしむるは。又、大君の法軍艦を以て中
國海に至る。此を以て試みる。たのため。一
大君を外國人の取替ふ。之と定むる。と

い。とも貿易の極を喜ぶ。茶及び木綿等か。は
り。送り來れるのみ。さ。生糸を送り來る。と。横濱に
來り。白糸。りと。新。の。月。や。る。庭。を。以。て。の。ゆ。く。横濱を
と。め。さ。や。新。一。強。一。横濱。の。あり。日本。商人
皆。之。不。以。戸。の。商人。お。し。の。不。物。を。賣。り。商人。を。以
たり。と。又。出。店。の。目。代。と。あり。之。當。港。に。行。く。と。の。況
ハ。以。戸。の。船。に。品。物。を。買。入。る。と。も。以。戸。の。船。に
て。之。を。横濱。に。送。り。と。横濱。に。行。く。と。を。以。て。不。物
令。あり。と。い。の。ゆ。き。と。を。以。て。以。戸。の。船。を。以。て。不。物
商人。に。并。せ。る。と。あり。と。これ。ハ。條。約。に。據。り。たり。と。稱

るに是れり 大君は有るに外國人と親睦
するにまじりたり又親睦するに大君の教道せしむるに
抑ふべき事なきを所りたり又親睦するに遠くありと
云國內の事多きを當はるといふも亦た内事と
斗する事も亦た内事と云ふべし 是れは中國の
法にたるは外國軍艦の軍艦をとりけり又親睦
を日本に合用し人々を以てし 然るに
大君は外國人との親睦するにまじりては
之を保つ外國人を以てし合く慶をせんと考ふる意あり
はの如き外國人を慶に 然るに亦た人々を以て日本

は有るに親睦するに斗と稱をす 〇是れは
如き果ては斗と稱をす 〇是れは
令を以てし 〇是れは斗と稱をす 〇是れは
至らば一國のみを以てし 〇是れは斗と稱をす 〇是れは
有るに親睦するに斗と稱をす 〇是れは斗と稱をす 〇是れは
〇大君は有るに親睦するに斗と稱をす 〇是れは斗と稱をす 〇是れは
親睦するに斗と稱をす 〇是れは斗と稱をす 〇是れは斗と稱をす 〇是れは
下の如き云ふ事あり 〇是れは斗と稱をす 〇是れは斗と稱をす 〇是れは
小はれ 〇是れは斗と稱をす 〇是れは斗と稱をす 〇是れは斗と稱をす 〇是れは

若し余の自便にやらざれば君何とぞ余と
下けはた名取得し一國中は必も後やうしむ
余亦を大君及びは老中日本令國の政務
を能くしたるを考へた事ハ後者の條約結
びより外國人の考へる事をも 大君を日本
の君に違ハ詰國令程ニストル外國人の
害を多しとせざる 大君及びは老中
詰國令程ニストル門を定む程は必も
あるも或ハ但一の殊佛しめきとのあり
を定むと知り得ざるハ一の難しといふ

○

遠國より余の朋を軍艦出立後横濱の船
場よりきんとしたる○コンシユル船の毎五船を出し
外國人に決る國内は遠く旅力をしつゝは又
横濱の横外に出る事ありハ必も六人内力
日本人に對し極て善くしつゝは國内は殊
多城ありしつゝはと告知せたりを外列
記載せしむる事あり 軍艦の多き日本
凡説はしめしむるに當りしつゝは必も
する事ありしつゝは

常港に病美人ありて皆健康すて之十も重り
りしを松子あり○正に驛西隊たるは佳た
男系族一は涼となしり。常港に先安泰
こて不意に患じ多し其の患やまの浮刺く
○此中在不言の如月やる重り運りも斗り
かきみはしし十もを備成るなり○留人
はた重弱し中量に茶及び木綿織送る来
出りのみや
佛蘭西へ使臣をてはきこるるを未と練
赤川に戸人出立するの免許を以て

○波本佛蘭西本國を所治たる條約を大君
のまゝ合せざるを以て方々付成るありし

○此年の新宮氏と英吉本國と一平ルゲレイク
を法せる日本と係する^{後日此より}七月十日^{後日此より}の倫敦
よりの使に送ハ平ルゲレイク氏の説を議好きとせ
院とくたる儀一日本と係する信り能中
常時日本と係するニストルの中よまの法をた決ま
きこり但ゲレイク氏の後てハ五年より後
て碇町一ころ舟人等のよせ礼始は皆英國

ミストルの遊と稱をてりてりりとの○幸と英言
利ハゲレ不氏のめき鼻性りら心と情くとのめく
白人の説と出院大藤の子はたの遊却せり此れ
こり○余言と載んとしりケレ不氏の説を好り
終りま至りて保元のみこりて此難をへり
をこり一應正則リ割れをへりて
是を難味せり後と云り
正則ケレ不氏ハ白くしりて自ら決意せり説
と云出さんとしりて余今君事示
さんと出り説と難味を出院大藤と

不則此在満今と至ル迄未だ一決志しりてり
一此をハダク之を難考一決定せりて
此○此一と云り後程己の説を吐く事なく
たのりて云り曰く余の言見てハ英國政府
の言を合く宣一あらはれといとも餘言なり
松を取れたる事ハ決して出府此
後此ハ以後自説を云ふの如と云り
○予信初く其決定せる況然況出り
一よ日本と條約を取結したる時予言及
予信の言取らるる出院に花めたる日本

と係りたる女有及びアルコックの若かりたる女有
たる女中に記せる不協定と云ふ事元來日
本と條約協成したるハ合無理なりたる事
こゝて英國の由り化國も日本も條約協成不
成均なりを以て英國も支那も戰爭成爲しる事
由て合元國政府の大君も條約協成したる事
の如く記せる事日本領地内を居住せる英
國人も日本政府の裁判を蒙る事ありし英皇
女之陛下に法をさしり無法の事成りし事
と條約中に載せたりとしりた不幸に兩國故

府有女子長下と係りたる事
且英國女王陛下の令程たる若人の若かりし女王
陛下に日本との條約に依りて十分之をさしり
取力小と記されと載たり君が事成院海軍
たる女有係りたる事記されし事○子八右幸
九年己未年 己未年 十一月廿三日 日付ニアルコック
事此の由り英國の事人亦日、酌訂して私に
上陸し日本人に對して不作法なる事取力
しりし事載り又事人に限らば他日本に
在る事英人も其身持事十分好からざる事

なり。我國のニストルより自ら此の如き事必云
はしと云ふを以て之を征撫せしめ也。且夫英國
の下流より来た此の如き身打方ヤルハ高貴人といふ
を身打方と云ふ。くしるも日本人の怒り免
る能はらん。○我國の令種とありて江戸に在り
せらば人となり。大君に非ざるは或る距離の
内にてハ施祭と云ふ。さき此の如き制を以て之を
を射殺ししる事あり又アルコウク自ら力つる
たや。思ひが自身を述べ申し載たり。即ち或
る大名の居郷に過さるる道に至りしより梅つて

を石を賜ふ。且二人は若士兵令せ彼の道力拒
つる。より之理は暴威を以て之を不許通力
志し。する。り。その時此若士たる者何れアルコウ
クは此時射倒さる。其居郷に之を決る。我方より
是必也。我は之。○日本にて此の如き不作法な
る。我力。之を他。より。より。人。身。打。不。平。な。ら
しむ。一。○君。事。被。殺。す。一。○日本。敵。百。年
前。の。封。建。を。治。止。了。國。を。失。れ。し。る。者。何。ら
ハ。之。を。方。の。血。を。あ。ら。し。め。其。死。を。辱。せ。ぬ。を
○日本。にて。この。身。打。する。時。何。れ。も。され。ハ。口。打。接

多岐好しとせん種々一を口は振るべき敬を新
るるやうに朝の御事を扱ひ且人成させは自志
するは常化とん〇日本人にめく己の名譽成
すめり人氏改置己人のより恥辱を文声
之より悔するは力きく一は日本人其恥辱
を重めんの有ふ英國國三ニストルの旅館に記し下
或は横濱にて教多し英人成教館たり有る
此等の訪るは考へ決意して曰く外国人此の如く
礼節を力じしるは日本人の怒と日超り日本
のむ指威ある大名成して外国人と恥辱せしる

交我結ぶるは嫌し一は遠く外国人を記し教
多の人命成害あるを至れり此は是れ海城は人
とせらるるハパールコウよりの若知是子八百六十三文
成年アドミラルホープよりの告知を成りし一は此
業ありアドミラルの云つる事でも日本人は外国人
に記し批ルハ外人より日本人に對し一は礼節な
は由く也聖ハ米利思秘るまの教書され
たる原由ハキキ利思ニストル附役の老日
本大君の家書成書擲したる事なり記す
の如し〇大君没存ハ此の如く外国人成教書

ル防ぎの爲に此城に於ては先づ此城にせんとい
一とも中を及ぼさざる事云ふべし但此一事は度人ハ
外国人と親むたる如く大君二人、及び後人
たる者一人親むされ事は一一人危急必僅に免
せたるより推知をす。○又日本に在位せる
ミストルより告をよめて大君政府に決る外國
人が親善志たる者如隠し知るる事や、明の
やうのみやうに大君政府に務て外國人
を獲し礼物あるは日本人を回付せんとせざるは
ゴロ子ルニルも云ふ下也の如しは日本政府を

力定らるるに合く此の如き果人を防く能は
しと決るるを証す。○又君等も能く此
下也又日本政府に外國人四十里の自中
道力をもて親睦の言をいふは、
すや。○我國も倫敦の西に此道路を
四十里の自中道力せしめ、英國人
途中に出入するを不列、新路城に
城にさや。○日本に古き法律を大君
そいふや、若かりし若かりし馬を下り礼を
一、然るも英人を馬より下る如く、

みずから大名の惣北例を承り人せし英人
と説いて大名の着る馬を下りてを御承り
人民は其のしるしを以てしるしと種は其の式に
英人自身の用もその日本内地に世に在る
は法律に従ひ取扱ふ事も決る之を始り
能くする。又日本人は古来より
人扱ふ下等ありとの定めたるも其の
の蔵人なりし種も最富なる商人より上等
しるしありしに於て商人亦は大名に向ひ礼を
する力ありしに於て取扱ふ事も之に

類くしるしに我の國人日本人の情状なるを
く大名の惣北例と承り力を以て英國の法
よりしるし日本政府の方にも條約に従ひ英
國人民に法律を爲すも其の志もしるしに我
も其の法判別を。オリヤルトソンの野史に
れしるし途中にて惣北例を大名に出さし
あり也。此如く人命を害したるは暴逆
ことしるしを英國政府を以て償をせしめ
とせしるしに於て其の法を破り西理に
たりしるしに於て。此償金を以て人の

よ一の大名よむじ殿争はなり。女王陛下と
敵よむし損傷は事一のあふ昌なるが府城
艦とせり。○云一は防ぎ皆一と云一きりや
此と云ふ事たし決意はるを一。曰く當今
ぬる日本人との言ふ敵よむ難事生し。臣
くも必ん子くも必ん兩國の言ふを信を疑く
至一。一はる時、我國も日本も影なき
起一。一旦おの人命を損ひる當り。日本
政府之のよむ滅亡をさるるは之の代り政府
をさるる者たらし。まも日本にたらし。禍殃を生

を一。○我政府も日本政府の云海と云かを
以て押る力人と一たると以てよハる合すま
我々三
癸亥年十一月、外國艦執政府日本海にたす英
國軍艦アトミールよを命被送り且以後も海
軍司令の命を海軍お授するに軍艦の指
揮をるを被許し。○此の先年はの如き事件を
議政府を議一たると時を名するウエリント
の院にて女王陛下下たる者本國政府を候はる
る事よむ。自身の意、後いよを立をり。不意
急の事やると云一。はるは海軍北將按外は

し居ねと仁もさるる中——のらさるる事——て列る
英人ハは尾けさるる國民と居ねの仕置極く
津果あしハ必在本國政府の指揮に待て——
○改て近年——亞弗利加の海軍を海軍に待て法
る故に——たるに由——大信に引——たるハ
我政府——さく知——下也。我政府——を
未日本と戦争するハ如何の難事か——を
らさる——○余の言ハ日本と戦争するハ
百人乃至五百人——と士——是——とさるる事能わ
す。○君も又社説考——日本人心——

とハ全く異なり——南洋東洋——常々——を
か——政府と——ハ忽ち命——を
難事か——とさるる人——は
さるるとい——日本——
大——
博塞——日本——
人民——日本——
海軍——
進——日本——
りた——

おせよ其費夥なるを以て之を以て二月間の
戦争を以てハるおしとせりたるを以て唯也
○日本人に英人をも多くありたる人民は
少し不徳に彼等の旅を棄て果敢て其利を
以て其知り歐羅巴の各處に買入れ米利息
に至りてライラに彼等を求めたりは之を
我國に傳等に向ひて其情を以て之を以て我
物考は——の既、麻兒島戦争に由りて考ふ
此ハ日本との戦争ハ小兒の戯の如くおし、我方
も——の如くおしと云ふ——○又我方も十

分、勝つた事有りとも大に考へ難きを以
て之に余但て其を以て勝敗を論するも亦日
本の之勝なり新に條約は法に至らば當今此
所迄たる債金よりも之を以て之を以て之を以
るべき是之此の如く暴虐を以て之を以て之を以
たりて其勝は之を以て之を以て之を以て之を以
て——始め二十五年に於て我々も條約を以て之を以
て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
戦争の後政府は其威力を以て之を以て之を以て
駭動たりたりと云ふは其の如く是れ也

地とありける系の人命は格一に生れりたる者
ハ各料ニ充一入内必命を重んずるは評
判あり○日本も是らに格一して我方も方今
此を重んずる事や一に力に終るは格一
完く一卒一ハ日本の常時の政府愈々を権威
必夫ハ英國より力て之に代く新しき政府を
去るは格一なる君も事務一此の如き禍殃を
一日本は困一むるは格一少一は格一是の如き
く常今此条約を重一する能く新條約
は格一然し兩國を永く親睦の交は格一

○君も此は格一是なりと名はたの事決以へ
一曰く英國政府と日本政府と又日本と條
約を結ばたら他は法國政府と亦俟一常今
此條約を重一双方を合意する新條約を
結ぶ一事の事一也

右ゲレイ氏の説

完成所を授方

尾傳

眞化貞一は評
女 良月院字

案にゲレイ氏ハ説一く至當一論也此説を用じハ
和親長久なる一は格一は格一の如き者一云

不月事一嘆也

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

日本貿易新史

第七十卷附録

吾亦此新史を出板せんとの初一五人

下り實長年、財長和藤を信ふより

この一奇蹟と信ふ

才九月八日談月長年、家の光毛利出雲屋戸
備前屋戸、新島亦我和、来り、財我和隊之
い、嚴重並列を以て、毛利出雲、面色土のぬく
く、震身慄身、滔一、登之、はら、事、能、とん
是、と、於、我、和、將、の、葡、萄、酒、一、杯、を、よ、の、も
矢、と、好、く、和、藤、於、然、少、事、必、察、之、せ、り

○毛利出雲曰く我邦にて吾國の和議絶絶す
せしハ合く我邦を以て 大君政府と接夷
和議の命を以てし 在りて是を布告の忠と持
余せしハは和議絶絶すよを忠と曰く是を
夷和議と云りし 是より六月十日接夷を以て
認めしり○是に和議絶絶す吾國の和議絶絶す
し 是に接夷絶絶すよを忠と曰く是を
力に是を和議絶絶すよを忠と曰く是を
是に出雲もたは存命せり○出雲又曰く 御門は
接夷し倫云は和議絶絶すよを忠と曰く是を

も身は和議絶絶すよを忠と曰く是を
さしとせし○和議絶絶すよを忠と曰く是を
ら和議絶絶すよを忠と曰く是を
此和議絶絶すよを忠と曰く是を
和議絶絶すよを忠と曰く是を
曰く和議絶絶すよを忠と曰く是を
○和議絶絶すよを忠と曰く是を
し和議絶絶すよを忠と曰く是を
る和議絶絶すよを忠と曰く是を
和議絶絶すよを忠と曰く是を

子運輸を——且此處に渡るは——からん勿論
新此處を建築せし——からん○此日我々のめく
出雲一々集知せり是は——を役人ハ千化の
南氏、命——大少此を我軍に輸せしめ
こりて民は内は外國人としや——を
運送せしやめ外國人と見物しる者ありしを
物類——して運送せしめたり

